

平成17年度 政策評価書（総合評価）

担当部局：防衛施設庁 施設部 施設対策課
実施時期：平成17年12月～平成18年3月

制度等名：放送受信障害対策事業
政策分野：防衛施設周辺の生活環境整備
内 容：

（1） 評価を行う目的

放送受信障害対策事業（施設周辺整備助成補助金）については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定：別紙参照）において、事務・事業の必要性を検証した上で、平成17年度末までに所要の措置（制度改正等）を講ずることとされたことから、本制度の必要性及び制度の改正内容等について総合評価するものである。

（2） 政策等の目的

本制度は、自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場又は対地射爆撃場でジェット航空機の頻繁な離着陸等に伴う騒音により、周辺地域においてテレビの聴取障害が生じていることから、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第8条（民生安定施設の助成）に準ずる措置として、NHK放送受信料の一部を国が負担することにより、その障害を緩和し、もって防衛施設周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。

（3） 政策手段

国がNHK放送受信料の一部を負担するに当たっては、公益法人である財団法人防衛施設周辺整備協会（以下「整備協会」という。）が、自衛隊等が使用する飛行場又は対地射爆撃場の周辺地域で、NHK放送受信料を現に支払う者（以下「対象者」という。）に対し、放送受信障害対策事業として当該受信料のうち地上系放送分の半額の交付（以下「助成金の交付」）を行っており、当庁はその整備協会に対し補助金を交付しているところである。

評価の内容

1. 制度等の効果

(1) 現状

ア 制度の概要

当庁は、整備協会が自衛隊等が使用する飛行場又は対地射爆撃場の周辺地域で、対象者に対し、放送受信障害対策事業として当該受信料に係る助成金の交付を行うときに、同協会に対し補助金を交付しているところである。

対象防衛施設： 19施設

飛行場：16施設（千歳、三沢、松島、百里、入間、横田、厚木、浜松、岐阜、小松、岩国、芦屋、
築城、新田原、鹿屋、嘉手納）

対地射爆撃場： 3施設（三沢、伊江島、出砂島）

イ 補助の額

協会助成費

整備協会が対象者に対し交付した助成金額

地方事務費

助成金の交付に附帯して必要な人件費等

(2) 現状の分析

ア 事務・事業の必要性の検証

(ア) 障害の緩和

本制度は、自衛隊等が使用する飛行場又は対地射爆撃場でジェット航空機の頻繁な離着陸等に伴う騒音により、周辺地域においてテレビの聴取障害が生じていることから、その障害の緩和に資することを目的として、NHK放送受信料の一部を国が負担するものである。当庁としては、航空機の騒音による障害が続く限り騒音発生の原因者として、テレビの受信障害に対する助成措置は必要であり、これを助成することにより防衛施設行政に不可欠な地元の理解と協力を得られ、防衛施設周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては防衛施設の安定使用に資するものとなっているところである。

(イ) 補助実績（対象者の増加）

本制度は、昭和57年度から全国の自衛隊等が使用する飛行場等周辺で実施しており、平成16年度においては当初の約1.4倍の約41万世帯を助成の対象として、これに係る補助金を交付している。

年 度	S57'	S58'	S59'	S60'	S61'	S62'	S63'	H1'	H2'	H3'	H4'	H5'
件数(受信契約数)	280,694	289,224	294,815	302,323	311,807	319,044	328,720	335,525	342,197	347,680	354,056	362,247
補助額(百万円)	1,371	1,432	1,717	1,732	1,777	1,829	1,877	1,989	2,585	2,646	2,685	2,750

年 度	H6'	H7'	H8'	H9'	H10'	H11'	H12'	H13'	H14'	H15'	H16'
件数(受信契約数)	367,895	373,917	380,914	388,112	395,436	399,738	402,804	408,947	413,247	416,090	406,876
補助額(百万円)	2,789	2,834	2,883	3,000	3,035	3,068	3,097	3,143	3,178	3,201	3,125

以上のことから、当庁としては、本制度が自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施等により生ずるテレビの聴取障害の緩和に資するための施策として有効であり、防衛施設の安定的な使用に欠くことのできない補助金であると判断している。

イ 制度改正等における問題点の把握

(ア) 国からの直接交付への変更

本制度の実施に当たっては、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、国から公益法人が委託等を受け行っている事務・事業については、官民の分担及び規制改革の観点から、厳しく見直したうえで、今後とも国の関与が必要と見られるものについては、国自らが行うなどの措置を講じることとされ、具体的な措置として、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定され、これに基づき、平成18年度から国が直接対象者へ補助金を交付すべく所要の措置(制度改正等)を講ずるため、事務手続の見直

しを行う必要がある。

(イ) 交付申請等事務手続の簡素化

本制度における助成の措置は、補助金の交付であることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の適用を受けるため金額が少額であるにもかかわらず所定の事務手続が必要である。

これまでは、整備協会が法律等に規定する補助金の交付申請等の事務手続を行ってきたところであるが、制度改革に伴い対象者自らが国に補助金の交付申請等の事務手続を行うこととなるため、対象者に新たな負担が生じないように当該事務手続の簡素化が必要と判断している。

方策及び今後の対応

2. 方策等の検討

本制度については、上記の問題点等を踏まえ、現在、以下の事項について検討中であり、当該検討を踏まえ、平成 1 8 年度から適正に執行できるよう改正することとしている。

(1) 国が直接補助する事務の流れ（別図「補助体系イメージ図」参照）

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成 1 8 年度から国が直接対象者へ補助金を交付するため、平成 1 7 年度において交付要綱等を改正し、現行事務の流れを変更する予定である。

(2) 交付申請等事務手続の簡素化

平成 1 8 年度から国が直接対象者へ補助金を交付するためには、対象者自らが国に補助金の交付申請等の事務手続を行う必要があるが、これは、対象者の新たな負担となるばかりか、対象者数が約 4 0 万件で膨大な事務作業が生じることから、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」にもあるように、「効率的な実施を図る観点から、NHK の協力を得て」できるだけ対象者の負担軽減が図れるかたちの補助体系を検討することとしている。

具体的には、NHK が対象者の代理人となり補助金交付申請等の事務手続を行う予定である。

(3) 個人情報保護

本制度における対象者は、受信契約者である個人等であることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）及び防衛施設庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成 1 7 年 3 月 2 9 日防衛施設庁訓令第 2 号）に基づき、本制度の実施により取得した保有個人情報の安全及び正確性を確保する。

3. 今後の対応

当庁としては、環境整備法の目的である「防衛施設周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する」ために、本制度を存続することとする。

また、本制度の改正に当たっては、上記2における検討結果を踏まえ、平成18年度から適正に執行できるように制度を改正するとともに、本制度が改正されることについて、対象者にお知らせ文書を送付するとともに、自治体広報誌等へ掲載するなどし、対象者及び関係機関に周知徹底を図ることとする。

その他参考情報

4. 学識経験を有する者の知見

山田一郎氏（財団法人空港環境整備協会理事・空港環境研究センター所長）

騒音の影響として聴力の障害や不快感とともにテレビ、ラジオや会話などの聴取妨害がある。騒音で音声言語の理解が妨げられると、集中力が低下したりストレスが増大したりする。聴取妨害は音のマスキングによるもので、騒音が大きいほど妨害も大きくなる。定常騒音ならば受話音量を調整したりして妨害を軽減できるが、航空機騒音など一過性騒音の場合は突然妨害されるので音量調整もままならず一段と妨害度が高く感じられる。

自衛隊等が運用する航空機は、趣旨からして音源対策が難しく、その激甚な騒音被害を軽減するために長年にわたり防音工事や移転措置など周辺での環境対策が進められてきたが、依然として大きな騒音に暴露されることがあって、聴取妨害をなくすまでには至っていない。

こうした聴取妨害の対策として激甚騒音に曝露される地域を対象にして放送受信料を減免する制度が設立され、実施されてきた。この施策が飛行場周辺の住民に受け入れられ、防音工事等と相俟って環境対策の効果を確実なものにし、防衛施設の安定運用に大きく貢献してきたであろうことは十分に理解し、評価することができる。

このように放送受信料の減免措置の意義は高いが、その対象家屋数は膨大で国が直接的に対象者との手続きをすべて行うことは難しく、これまで財団法人防衛施設周辺整備協会が実施してきたのが現状である。しかるに今般、様々な公益的事業の必要性や実施手順の簡素化について再検討されるなか、本事業についても意義や必要性の再評価が行われ、継続実施の重要性の確認と簡素化・効率化のための手続き見直しが行われた。

本改正案の内容を吟味したところ、国側の行政事務については約40万件の膨大な事務処理の簡素化が図られ、助成対象者へのサービス面においても助成対象者に過度の負担とならないよう配慮されており、適切であると認められる。

最後に、今後の課題として今般の改正による簡素化・効率化の効果を定量的に把握することや助成の対象区域設定の妥当性を検証すること、この対策事業の有効性を高めるために広報・啓発を強化することを希望する。